

洞爺湖町議会令和５年１２月会議

議事日程（第３号）

令和５年１２月１３日（水曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 議案第 19 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 20 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 21 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 22 号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 23 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 24 号 洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 25 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第 26 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第 27 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第４号）
- 日程第 10 議案第 28 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 11 議案第 29 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第３号）
- 日程第 12 議案第 30 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 日程第 13 議案第 31 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第２号）
- 日程第 14 議案第 32 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第３号）
- 日程第 15 議案第 33 号 令和５年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第２号）
- 日程第 16 意見書案第 10 号 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書（案）について
- 日程第 17 決議案第 1 号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議（案）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 17 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石川邦子君	２番	小林真奈美君
３番	千葉薫君	４番	五十嵐篤雄君
５番	今野幸子君	６番	室田崇行君
７番	大屋治君	８番	大久保富士子君
９番	越前谷邦夫君	１０番	石川諭君
１１番	板垣正人君	１２番	大西智君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	若木渉君
洞爺総合支所長	佐野大次君	経済部長次	原信也君
総務課長	末永弘幸君	企画財政課長	藤岡孝弘君
政策推進課長	野呂圭一君	住民税務課長	後藤和郎君
健康福祉課長	佐々木勉君	子育て支援課長	原美夏君
介護高齢課長	高橋憲史君	観光振興課長	田仁孝志君
産業振興課長	仙波貴樹君	建設課長	篠原哲也君
上下水道課長	細江幸恵君	地域振興課長	兼村憲三君
農業振興課長	片岸昭弘君	洞爺湖温泉支所長	金子信之君

会計 管理者	金子真優美君	教育長	洪川賢一君
教育推進 課長	高橋謙介君	社会教育 課長	角田隆志君
代表監査 委員	山口芳行君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤久志	書記	阿部はるか
庶務係	木村暁美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、8番、大久保議員、9番、越前谷議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、9番、越前谷議員の1名を予定しております。

9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。

ただいまから、通告いたしました案件について質問をさせていただきます。

毎度申し上げておりますが、一般質問というのは政策論争の場であるわけでありますから、できるだけ大局的に質問させていただきますが、具体的な細部にわたっての質問もあろうかと思いますがお許しをいただきたいなと思います。

今町内におきまして、コロナであるとかインフルエンザ等々が流行されているようでありますから、十分、今日この会場にいる皆様方も健康に留意されて快適な日々を送っていただけるよう、ご祈念申し上げます。私も1週間ほどギブアップしまして寝込んでいた状態であるわけでありますが、コロナとかインフルエンザでございませぬので、そういうことで体調がいまいちの状態であるわけであります。そういった中での質問でありますから、先ほど申し上げたように、ご容赦願いたいなと思います。

それでは、早速入らせていただきます。

令和6年度予算編成と洞爺湖町の成長戦略について伺っておきたいなと思います。今、令和6年度の予算編成に向かって、恐らくヒアリング等々が終わって、副町長のヒアリングなどに入っているのかなと思いながらも、どういう今状況下にあるのかなということをまず伺っておきたいなと思います。

それというのも、令和5年度の予算編成は、当初予算であります。一般会計77億900万円であったわけであります。現在ヒアリングなどを行っているようでありますが、令和6年度の一般会計の当初予算というのは、おおむねで結構ですから、どのぐらいを見込んでいるの

か、まず伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和6年度新年度の予算につきましては、今現在、各課から予算要求が上がってきている段階でございまして、ヒアリングのほうはまだ実施しておりません。申し訳ありません。副町長の査定が1月9日から予定をしているところです。

それから、一般会計の令和6年度の予算規模というところですけども、ここ二、三年はコロナの臨時交付金があったりとか、80億円の予算規模とかあったんですけども、新年度につきましては70億円強ぐらいの予算要求になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 来年度の一般会計の予算は76億円強のようであります。確定ではありませんでしょうから。

それで、我々地方自治体というのは、言うまでもなく、道とか国との行政の流れというものを重要視しながら、向こう1年間の予算編成にもなっていくだろうなと思うわけでありませう。最近のマスコミ報道によると、道の開発計画が見直しされて、いわゆる令和6年度から実施しようとした総合開発計画が2年間前倒しして来年度から行うということになったようであります。

国土交通省北海道局は、現在策定中の新しい北海道総合開発計画の開始時期を、先ほど申し上げましたように、2026年から2年間前倒しして2024年度から実施するようであります。その計画内容を見ると、今まで食と観光ということが北海道の大きな根幹をなしていたようであります、総合開発計画の。それにアルファ、新たに脱炭素というもの、炭素化というものを加えるようになったようであります。それから、次世代の半導体、千歳にラピダスが来たわけであります、半導体の製造基盤確立に向けての道の開発計画がプラスされているようであります。

そういうことになりますと、私も懸念しなければならないのは、北海道の開発計画がある程度変更になるとするならば、当然なことに開発予算も変わってくるだろうなと。したがって、いろいろ開発予算の編成にも影響が出てくるでしょうし、あるいはまた自治体が補助を求めるような事業も、該当になるものもならないものも大きく変革されてくるのではないかなという懸念を持っているのですが、これから総合的に道あたりは調整を図っていくということのようでもありますけれども、そういうことを念頭に置いた予算編成というものを考えていかなければならないのではないかなという気がしてならないのでありますが、その辺、後ほど見解を求めたいなと思うのですが。

先ほど企画財政課長のほうから、令和6年度は76億円強になるのではないかなということでしたが、私はこの2年ほど、約1年半にわたって現在のトップリーダーの行政執行というものをしていると、一つには、一体どちらのほうに向かっていくのかなと懸念するのと、お願いをすれば即やりますという声が随分多いような気がしてならないのですよ。そ

うすると、何を言いたいかというと、膨張政策になるのではないかと。令和6年度、膨張政策。政策が膨張されてくるのではないかなという気がしてならないのであります。確かに、いろいろな団体等々からも要望が多いでしょう。しかし、そういう要望に逐一応えていくということになると、必ずやどこかにしわ寄せが来る。

それはどういうことかという、税収等々もこれから伺いますが、決まっているわけでありまして、いわゆる地方交付税も決まっている。大体入ってくる見通しは分かるわけでありますから、そうすると、膨張政策が出されてくると、必ずやどこかのしわ寄せが来るということになりますから、私は何といても、5年先、10年先の洞爺湖町の在り方というものを明確にしながら、それに一步でも二歩でも前進していくような町政執行というものを願いたいと思うわけであります。必ず膨張政策は財政的にもかなりな無理が出てくると。それと、行き過ぎや勇み足も出てくるだろうと。したがって、ぜひそういったことを頭に置きながら、これからの予算編成、あるいはまた事業の実施に向けてのヒアリングなどをしていただければなと思っております。

早速入らせていただきますが、今回、今日の新聞に載っていたのですが、西胆振の特別交付税が載っておりましたね。それで、マイナスになったのは洞爺湖町と豊浦町であると。豊浦町におきましては、今まで補助対象になっている人工透析の患者が減ったと。これは特別交付税で該当になるわけでありすけれども、その患者数が減ったので豊浦町はマイナスになったのだという新聞報道であります。

ところが、洞爺湖町の減額になった要因、2022年は、今の時期では4,178万2,000円と。それで今回2023年は、3,769万2,000円で9.8%の減額となったわけでありすが、この減額になった要因というのは一体何なののでしょうか。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 本日付の報道で12月の特別交付税の交付額が発表されたところですが、洞爺湖町につきましては、今言われたとおりでございますが3,769万2,000円、対前年度の12月交付額と比較しまして408万4,000円の減となったところでございますけれども、こちらの減の要因につきましては、洞爺湖町の場合は、老人ホームに入所されている方が普通交付税で措置されているのですけれども、普通交付税を超えた分が老人ホームに措置されている方が特別交付税で措置されるわけですが、そちらの人数が令和4年度につきましては390万円あったのですけれども、令和5年度の今回の12月の交付につきましては措置がなかったということで400万円ほど減額している状況です。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 分かりました。

それでは、早速令和6年度の、今いろいろな課からいろいろな要望を取りまとめて、これから積極的なヒアリングに入るということでありすけれども、ハード面における大きな事業に対する予算額というのは、おおむねどのぐらい見込んでいるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今、各課から新年度令和6年度の予算要求を取りまとめているところですが、11月に各課のヒアリングを実施した段階で、恐らく要求が上がってくるだろうと思われる普通建設事業につきましては、約13億円を見込んでおります。

こちらの内訳につきましては、継続事業が中心でございますけれども、役場本庁舎の長寿命化、それから町営住宅の長寿命化、それから一番大きいのが西いぶり広域連合の中間処理の負担金、これが令和4年、5年、6年と3か年度の最終年度ですけれども、広域連合の中間処理の負担金が約4億2,000万円、それから西胆振行政事務組合の指令台の更新、こちらも令和6年、7年と2か年の事業で始まりますけれども、こちらについてが約9,000万円、こちらが大きな事業となっております、あと、新保育所の実施設計業務が約2,500万円程度、その辺りを見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） おおむね了解いたしました。

それで、事業を行うということは、当然なことに財源が必要であります。財源がない場合には、起債を組まなければならないだろうと。それで地方債の残高というのも、令和4年度はもう決算額が出ていると思うのですが、令和5年度、あるいは令和6年度の地方債の見込み額といいますか、それを教えてください。お願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地方債の残高でございますけれども、令和4年度末の実績ですけれども84億1,436万2,000円、令和5年度が、借入れをこれからしていきますけれども、借入れ後の地方債の残高の見込みが84億4,600万円程度、令和6年度につきましては86億4,500万円程度と、残高が、徐々にですけれども、減るのではなく緩やかに増えていくような、現在のところ状況になっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、地方債の残高見込みを企画財政課長が述べられておりますが、地方債が増えるということは、当然なことに、公債費の償還金も増えてくるだろうと。この額をちょっとお願いします。

公債費の元金の償還金、償還金は当然前年度より少なくなっていくだろうと思うのですが、地方債が増えるということは。したがって、どのぐらいの償還金を考えているのか、お願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 公債費の地方債の元金でございますけれども、令和4年度の公債費の元金が、実績額でございますけれども9億3,100万円、それから令和5年度、借入れ後の公債費の見込みですけれども9億1,000万円、それから令和6年度につきましては9

億600万円。徐々にですけれども緩やかに減少すると見込んでおります。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 国の制度とかがない場合は、おおむねこういう地方債を組むということは、合併特例債か過疎債になるだろうなと思うのですよね。合併特例債というのは、皆様方もご存じのとおり、令和7年度で発行停止ということになるわけでありましたが、当初からの合併特例債の発行可能額は幾らで、今までの推移をちょっと簡単にお願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 合併特例債につきましては、建設事業の発行可能額は、38億8,040万円が洞爺湖町に許可された額でございます。発行可能額につきましては令和5年度末の事業、借入れの申請をこれから行いますけれども、31億3,240万円が発行額で、合併特例債38億8,840万円のうち、令和5年度末の残が7億5,600万円程度、これを令和6年度、7年度の2か年で償還する見込みになっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そういたしますと、当然なことに令和5年度末で7億5,600万円ほどよりもないと、合併特例債は。過疎債はそこそこありますけれども。そうすると、令和6年度はどのぐらい発行するかによって事業そのものも変わってくるだろうと、かように思うわけでありましたが、それと併せて、いわゆる財源の基になる税収はどうか、それから地方交付税の額はどのぐらい変革されてくるのか、その辺、企画財政課長お願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 令和6年度予算の合併特例債の発行事業の見込み、現在のところのあくまでも見込みでございますけれども、予定しております事業が役場本庁舎の長寿寿命化事業、それから橋梁の長寿寿命化事業、町営住宅の長寿寿命化事業、それから財田地区の遊歩道の整備、洞爺中学校の屋上防水工事、こちらについて合併特例債の発行になるだろうと思っております。発行額につきましては3億8,000万円程度が見込まれるところでございます。

それから、税収のお問合せですけれども、税収も前税務課長だったのでちょっと申し上げます。令和4年度税収につきましては約37億円、それから令和5年度の決算見込みですけれども35億円程度、それから令和6年度については34億円程度の見込みとなっております。

なので、税収についても徐々に。固定資産税が評価替えの年になるものですから、令和6年度については、恐らく固定資産税の税収が下がるだろうというところが見込まれております。逆に入湯税につきましては、昨日も住民税務課長が申し上げておりましたけれども、徐々に戻ってきておまして1億8,000万円程度です。

それから、地方交付税の見込みですけれども、こちらにつきましては、今年度の普通交付税の実績額は30億3,900万円でございますけれども、予算の見立ての段階では29億円を当初

見込みたいと現在思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） すみません。藤岡課長、今さっきの答弁で、税収が三十何億と言ったのですけれども、税収の部分の中に交付税とかそういったものが入っているのかどうか、その辺の説明をちょっとお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今言った税収については、町民税、それから固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、この5目の税目が34億円と申し上げたところで、普通交付税については……。 （発言する者あり）

すみません。地方税については、申し訳ございません。約12億円。先ほど申しました5目で、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税で約12億円。それから地方交付税で普通交付税と特別交付税合わせて34億円を見込んでおります。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これからの予算編成するに当たって、税収見込みであるとか、地方交付税の流れであるとか、あるいはまた地方債を発行しなければならないとか、その額等がおおむね出たわけであります。

私は何でもこういうことを言うかということ、後ほど触れさせてもらいますけれども、予算編成する場合には歳入歳出のバランスよくしないと、特に洞爺湖町というのはいろいろな事業を行っているし、またいろいろな事業が要望されているわけでありますから、それに逐一応えていくとするならば、財源不足に陥ると。財源不足に陥ったならば、必ずどこかの事業にしわ寄せが来るというのは、これは目に見えているのですよ。したがって、そういうことのないような町政運営を図っていただきたいということで、実は今内容を聞いているわけです。

さらに時間の関係もありますから、2番目の歳入歳出の内訳と税収のところでもちょっと触れさせてもらいますけれども、何と云っても、税収の要というのは、基幹産業も大きな要因になっていると。その基幹産業をどういう活性化させることによって税収増に結びつけるような、そういう戦略を行政は考えているのかどうなのか、その辺をまず伺っておきたいなと思います。

それから、ついでに申し上げますけれども、今回の一般質問の内容等々聞いていると、非常に教育推進課長というのは今回花形ですね。これからも一言二言答弁もらうのだけれども、教育行政に対しての質問というのは随分殺到されていたなと。特にそれは熱中症対策だとかということに対する要求、要望が多かったのではないかなと伺っております。

ただ、行政のほうから給食センターをいろいろと建設計画の中で、今回令和5年度は基本計画だったかな、そして来年度は実施計画で、8年度は工事に入って、9年度には供用開始という段取りだったかと思うのですが、それがいわゆる先送りされた。この判断というのは、自分はあえて間違っていないだろうと思うのですよ。給食センターの設置箇所という

のは、当初洞爺地区ということになっていたのですが、洞爺地区と結論出すときは、まだ小中一貫校であるとか、そういう声が上がってないときだから、今の学校5校が洞爺湖町に存続され、だとするならば、新しい洞爺地区の給食センターを核にして給食の配送などをやったらどうなのだということであったかと思うのですよ。

それと併せて、今回給食センターの調理部門を民間委託にするのだということで、「えっ、何で」という思いを持ちました。それというのも、当然なことに給食センターの民間委託となると、公共から民間委託するという事になった場合は、行政から民間委託することによって、例えば500万円最終削減になるのだとか1,000万円なるのだとか、こういうのが公共施設から民間委託の手法で根源ですよ。ところが、今回聞くところによると、民間委託するのに約1,800万円上積みして、負担金を多くして民間委託するのだという、そこはちょっと、自分は理解できなかった。これもいろいろと後ほど教育長から経緯の中で答弁いただきますが、おおむね入ってきておりますけれども、これも二、三年先送りしたということで、それはよかったなと思っているのですよ。ただ、今後の給食センターの在り方というものを明確にするべきだなと思っているのですよ。

私はどういう理念を持っているかという、これだけ人口減少して高齢化が進んで、あるいは地方交付税は下がってくる、税収も思い切った伸びはない。昨日あたりはふるさと納税に力を入れるということですが、ふるさと納税だって、いつまで続くものかどうなのかというのをはっきりできない、恒久税ではないわけですから。だとするならば、給食センターの将来のビジョンというものをもう一回関係者と話し合いをしながら方向性を出しておく必要があるのではないかなと、私はこういう持論を持って今まで申し上げてきていました。

現在の洞爺湖町の公共施設はできるだけ縮小すると。それでどうしても必要なものには洞爺湖町内で確保されるか、それとも今大きく議論されてくるであろう權益で、そういった事業の縮小、あるいは事業の変革をするというのが今日の地方自治体を取り巻く環境の整備だと思っているのですよ。

したがって、豊浦町にも、壮瞥町は今、伊達市と一緒に給食センターということになってますね。だから、西胆振の1市3町で一つの給食センター施設で用を足せるような、そういう環境に将来的にはすべきでないのかなというのが自分の持論です。これは反対する方々もいるでしょう。

でも、洞爺湖町というのが未永く存在していて、そして子どもたちの幸せを願う、子どもたちに和みを与えられるような町にしていくとするならば、そういった思い切った変革をしていかなければ到底持っていけるものではないという、自分はそういう懸念をしている一人であります。その辺を給食センターの統合を見送ってもう一度仕切り直すという、その辺から簡単に答弁いただければと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 先ほど前段でありました令和6年度の基幹産業の飛躍といいたいでしょうか、そちらのご質問を答弁させていただきたいと思います。

先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、うちの町の財政状況は大変厳しいことを先ほど理解していただいたかと思います。ありがとうございます。私どもも、先ほど副町長の査定ということの話がありましたけれども、年明けにするのですが、もうこの議会が終わったら中に入って早急に対応させていただきたいと思っています。

中で、令和6年度のことを聞かれていないかもしれませんが、先ほど担当から13億円の建設事業がある中で、どうしても西胆振のごみの関係と、それから消防の指令台、それから消防の水槽車という購入も予定があり、どうしてもそういうことはかかってしまう。それだけでも6億円を超えてしまっているような状況でございまして、その中でどうやってスリム化していくかというのは本当に大きな課題だと私どもは思っておりますので、これからしっかり取組させていただきたいとは思っているところではございます。

またもう一つ、合併特例債の話もありました。令和6年、7年までは3億何がしは可能なのですけれども、それが今は公共事業、特に橋梁とか道路とかを直すのもそれを使わせていただいているので、それももうできなくなるような、財源がなくなるような状況でございまして、それも先ほど北海道が、今後変更があるのではないかというお話がありましたけれども、私どもももっと平準化して長いスパンで物を考えていければなとは思っております。

その中で基幹産業の飛躍のお話でしたが、先日も観光協会が町長のところにお見えになって要望等々も上がってきているかと思いますが、やはりうちの町は農業、漁業、そして観光という大きな三本柱、福祉産業も併せて四本柱ほどあるかと思っています。中で、今回一般会計の補正予算で、国の交付金ではございますけれども、僅かばかりですけれども、維持していただくためには、町としてここは必要だろうということで、そこを優先させていただいて、まずは基盤をもう一度立て直していただいて、令和6年度に向けて飛躍していただけるようなことをこれから取り組まなければいけない。ただし、先ほど申し上げたとおり、なかなかお金がないので、どうやって効率的に物事を考えてやっていけるかということを改めて今回考えさせていただきたいと思っておりますので、これから審議させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 公共施設という大きな形から短めにお話しさせていただきますと、今ごみ処理ですとか、あるいは火葬場もそうなのですけれども、広域という形の中でこれからの行政サービスを維持していくという点では、先ほど議員おっしゃった給食センターも、たまたま室蘭と登別がやっていくという形でありますけれども、私どもは西胆振の中で、こちらの端のほうでそういったことも、今後教育委員会のマターになりますけれども、しっかりと連携して議員の思いもプランニングも踏襲させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 給食センターの施設の関係と調理の委託ということでご質問

いただいていたかと思います。

まず、虻田と洞爺の統合に向けては、現在進めてきておりましたけれども、議員おっしゃるとおり、少し立ち止まって検討すべき材料が出てきております。その辺は十分に保護者と協議を深めていく必要があると考えておりますので、その辺を踏まえてどういうふうにしていくかということは検討していきたいと思っております。

あと、委託のほうも、当初、教育委員会のほうで考えてございました。現状の調理体制の現場といたしましては、けがとか体調不良などで職員が休んだら、もう調整がつかずにぎりぎりの状態で調理を行っているというような現状でございます。こういった状態が虻田ではほぼ5月から毎日続いていると。洞爺でも10月から1か月程度ございました。実際にそのような状況から給食の献立内容を変更したということもございます。

そういったようなぎりぎりの状態が続くと調理員にも大きな負担がかかって身体的な疲労からの人的なミスが発生し重大な給食事故や公務災害につながる可能性もあります。また、栄養教諭が本来業務である献立作成や食材発注、また町職員が行う施設管理、人事、財務管理といった業務にも大きく支障が生じているという現状がございました。

こういったことから、委託ということを検討したのですが、教育委員会といたしましては、児童生徒に給食を安定的に提供していく義務を果たす観点から、加えて調理員等の労働環境の改善や健康を守るという観点からも、何とかこれから人員を補充すべく、現在も町内回覧とかハローワークを通じて、人材確保を行っております。

ただ、現在の人手不足から簡単に見つからない可能性もありますので、多種多様な媒体や柔軟な勤務体制など工夫した上で調理員を確保して、現状の体制を継続していきたいと考えておりますけれども、どうしてもそういう体制が整わないというような場合が見込まれるときは、児童生徒への給食提供の責務を果たすため、他の方法も含めてまた検討してまいりたいと考えてございます。

あと、圏域の部分のことにつきましては、一般的な方法といたしましては、これから給食センターを統合する際の方法としては、議員ご指摘のとおり、広域的な視点を持つということは十分必要と考えてございますので、これからの協議の参考とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今いろいろとトップリーダーから副町長やら教育推進課長のほうからも説明されたので、大体おおむね方向性というのが見えてきているかなと思っています。

何度もくどいようですが、必ずあそこの町にも一つある施設がうちも施設を確保しなければならないという時代ではないのですよ。それと、借金をすれば、その借金の返済は誰がやるのですか。若い方々やら、これから子どもたちが借金返済をしていかなければならないという、そんな行政を我々は引き継ぐというわけにいかない。できるだけ借金を少なくして身軽になって、そして夢と希望とロマンを語れるような、そういう洞爺湖町にしていくため

には、やはりみんなでいい知恵を出して難局を乗り越えなければならないと思う。そういう意味で私は述べているのですよ。

先ほど課長のほうから、例えば労働力不足の件も触れていたようです。後ほども触れさせてもらいますけれども、当然のように、地域おこし協力隊員のほうにも呼びかけてはどうかとか、あるいは外国人労働者を雇用するような、そういう戦略を組んではどうか、こうなのかという思いもありますけれども、いずれにせよ、将来の給食センターはどうあるべきなのかという、そういうビジョンを早くに出すべきだなと思います。

これは、今、小中一貫校というのは避けて通れないし、私自身も小中一貫校は賛成な人間でありますから、今のように5校が存在するのではなくて、1か所に存在するということならば、やはり給食センターあたりは他の自治体と一緒にやってやる。先ほどトップも答弁されておりますが、室蘭と登別が約116億円だかかけて建設するという、共同でやることによって30億円減額になるということです。そういったことも我々はシビアに受け止める必要があるのではないのかなと。そして、意識を変革する必要があるのではないのかなと思うのです。そういうことで、よろしくお願い申し上げたいなと思います。

時間の関係がありますから、前のほうに進めさせていただきますけれども、これから雇用問題等々、その前に高齢者、高齢化がどんどんどんどん進んでまいりまして、今回の議会でも明らかになっているように、高齢化率というのは43%だと。もう44、45%はそこまで来ているのではないかなという気がしてならないのですよね。

ただ、高齢化が進んでいるだけに、今高齢者に何を求めるかという、聞いてみると、やっぱり公共交通の見直しですよ。もう少し高齢者の方々が自由に利用できるような、そういうシステムにならないだろうか。いわゆる戸口から戸口、コンテナ方式、デマンド交通、あるいはまた乗合いタクシーなども強化していただきたいという声がほとんどですよ。それというのは、今の状態を見ると、バス停まで行くのが大変なわけありますから、家にいて、お迎えに来る、そして用を足したならば、また送ってくれるというような、そういう体制こそが今の高齢者が望んでいることであって、高齢者に優しいまちづくりの一助だと、私はそう思っているのですよ。したがって、そういう方向性になるよう努力していただければなと思います。

ちょっと余談になりますけれども、自分の生まれ故郷の沿線は、今路線バスはないのですよ。走っていないのですよ。ではどういう対応をされているかという、各自治体でタクシー代を発行しているのですね。熊石の自分の生まれ故郷では、365日を3で割って、大体1万2,200円から1万2,400円で交付しています。それは当然なことに、本人だけが使えるのであって、よその人の分を使えるということになりません。

そういう町もあるということをご理解していただきながら、何といても洞爺湖町の場合は、高齢者がバス停まで歩くことなく戸口から戸口、コンテナ方式、このことを定着できれば、高齢者は、洞爺湖町は本当に我々高齢者に優しい町だよと、こういうお墨つきが出ると思うのですよ。今の状態ではそこまでいっていない。ということでございますから、ぜひこ

れからの公共施設というものを高齢者に期待できるような、そういう見直しをこれからもどんどんどんどん図っていただければと思います。

それから、時間の関係ありますから、前に進めさせていただきますが、高齢者の関係で、公共交通の関係で、何か答弁あったら、一言、二言、簡潔にお願いします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地域公共交通につきましては、高齢化率の上昇によりまして、高齢者にとって町の行政サービスが欠かせない一つだと思っておりますので、今年度3月に地域公共交通活性化協議会において、洞爺湖町の交通計画を策定したところでございますけれども、今言われたバス停まで行かれるのが遠いだとかというのは、恐らく虻田地区に住まわれている方が巡回バスでバス停まで行かれるのがちょっと苦痛だとかということをおっしゃっているのかなと思うのですが、確かに青葉の上の高台のほうですとか、そういうところに住まわれている方はバス停まで歩くのが、特に冬の時期になると大変な思いをされているということは十分に理解しております。洞爺地区につきましては、コミュニティバスを令和6年度からデマンド型のタクシー予約に切り替える予定となっておりますので、虻田地区につきましても、コミュニティバスを1日7便運行しているのですが、利用実績も3人ぐらいと少ないものですから、そこら辺りも十分考慮して、活性化協議会の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、ついでに伺いますけれども、今洞爺湖町で公共交通を見直すということで、本格的なそれこそ作業にこれからもっと入っていくのだろうと思うのですが、現在の公共交通の予算と、今行政が考えている予算というのは、どのぐらいの前年対比あるのですかね。それ分かりますか。ちょっとお願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 地域公共交通の予算につきましては、11月に勉強会を開催させていただきましたしまして、その中で、スクールバスも含めて年間6,800万円程度の経費がかかっているということはお知らせしましたけれども、来年令和6年度につきましては、まず洞爺地区のコミュニティバスがタクシーに変わることと、あとは湖畔線と言われる洞爺湖温泉のバスターミナルから月浦を経由して水の駅まで結んでいる道南バスの路線が1日4便あるのですが、そちらの赤字が大変大きいということと、運転手がどうしてもいないということで、令和6年9月をもって路線廃止が決定されております。そこを今度新しいタクシー事業者、明星自動車株式会社でカバーしていただくように現在協議しているところです。

それに併せて、1週間に1便運行している買物支援バスだとか、そこら辺りも洞爺地区の方が1週間に1回ではなくて好きな時間に、曜日は今のところ月曜日から金曜日を想定しておりますけれども、ここも月曜日から土曜日までとか好きな時間に予約型のタクシーで買物に行けるような仕組み、湖畔線の廃止に伴って買物支援バス等を統合していきたいと考えて

おりますので、予算規模については先ほど申しました令和5年度の6,800万円よりはかなり確実に下がると見込んでおります。高くなることはないと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、全国的にバスの運転手不足であるとか、タクシーの運転手も不足しているとか等々で、政府の中ではライドシェアということで自家用車でも営業できるような、そういう手法というものを考えているようですけれども、いろいろ紆余曲折があるようでありまして、なかなかそれが定着できるまでというのはまだまだ先のことでないのかなと。だとするならば、各自治体の環境、悩みというものを解消するためには、努力をしていただきたい。

それと併せて、先ほど6,800万円が今度減額になるということですから、そうでなければならぬと思いますよ。というのは、自分も門番みたい毎度外を見ていると、空バスがしょっちゅう走っているのですよ。あれはもったいないなと、何かいい方法ないのかなと。それと、高齢者から聞くと「私たち100円でも200円でも出していいのだと。だから玄関まで来てほしいのだ」と、こういう声すらありますよ。そういったことも十分受け止めていただいて、ぜひ公共交通の確立、特に高齢者に優しい公共交通というものを定着できるよう努力していただければと思います。

それでは、4番目の人手不足に入らせていただきますが、人手不足の関係も、9月の一般質問で自分取り上げて、外国人労働者の労働者数とか何とかというのは伺っておりますから、時間の関係上割愛しますけれども、ただ、9月定例議会の一般質問でも取り上げたように、政府の有識者会議の中で、外国人労働者の外国人技能実習であるとか、あるいはまた特定技能の両制度の見直しを検討してきた結果、これが11月24日に技能実習を廃止して、そして人材確保育成を目的とした新制度、いわゆる育成しろということになったようであります。これは最終報告をまとめて、来年の通常国会に関係法律を提案して、これは確立されるでしょう。

ただ、以前よりも外国人労働者を雇用している方々にとっては厳しい環境になってきたなというのは、同じ分野であつたら1年で転籍が認められるようになった。これは大きいですよ。1年間で転籍が認められるようになった。このような状態になると、洞爺湖町においても、9月議会においても、例えば第1次産業の農業には何人いるのだとか、漁業には何人いるのだ、観光産業は何人いるのだということは伺いましたので割愛しますけれども、ただ、ニセコあたりで随分記事になっているのは、福祉施設ですよ。福祉施設は北海道の平均賃金というのは960円かな、全国では1,004円だということになっておりますけれども、よその都会の福祉施設においては、時給2,000円だそうですよ。そうすると、転籍が認められるようになったわけだから、当然、都会のほうはいろいろな生活環境も充実している等々含めて、そちらのほうに転籍がなされるような環境になりつつあるということで、随分苦慮しているようであります。

洞爺湖町においても、福祉医療のほうには24名だったかな、外国人労働者が雇用されているのですよ。そういった方々もこれからどうなるのだろうか。どうなるのかなというのが私は心配でならないのであります。したがって、そういうところでも雇用不安に陥ってくるということになると、洞爺湖町全体の雇用状況にも影響が出てくるという気がしてならないのですよね。高齢化が進んでいる、人口減少が進んでいるということになると、働く方々も少ない、それを補うためには外国人労働者を雇用しなければならないと。外国人労働者を雇用すると、やっぱり賃金のいいところに、あるいはまた生活環境が快適に過ごせるような、制約がなくて、そういうところに転籍がどんどんどんどん進んでいくのではないのかなと。これが一番行政としても真剣に考えなければならない。

前回の答弁ももらっているわけでありましてけれども、答弁ももらっている中で、あえて、あでもない、こうでもないという文句をつけるあれはないけれども、ただ、前回の答弁内容というのは分かっているだろうと思うのです。答弁内容だけでは行政の果たす役割というのはいまいちなと、このように変わってくると。だから、もう少し外国人労働者がこの町に共存できるような、そういう戦略をもう一度見直したほうがいいと思いますよ。いろいろ関係者とも話し合いながら。

ただ、賃金アップして、生産者だとか事業主に負担かけるようだったら、今の状況ではよしということにはならないだろうと思いますけれども、そういう環境になってきているということをも十分受け止めて、これから行政としてどういう戦略で外国人労働者もこの町で努力していただけるのか。

たしか就労者数は252名でしたよね。それで居住者は基本台帳上いけば227名と。これはなぜ開きがあるかという、小川水産で働いている外国人労働者というのは、洞爺湖町に居住していないのですよね。伊達市、長和、有珠とか、若生かな、ああいうことだから、こういう差が出るのだけれども、いずれにせよ、居住者は227名いる、あるいはまた就労者は252名いるということですから、この方々が来年の通常国会で関連法案が通って、もう私たちも1年過ぎていくし、資格あるからよそへ行きましようと言ったら、これを抑える何物もなくなってくる。

それから今世界の流れとして、今まで日本にも来ている外国人労働者が韓国とかアメリカが賃金もいいということから、そちらのほうに流れる傾向というのがあるのですね。それと、今多いのはベトナム人であるとかシンガポール人が多いのだろうと思うのですが、いわゆる日本の国が選択されない場合もあり得るという、そういう懸念を持たなければならないと思いますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ご質問いただきました労働者の確保の部分でございます。人手不足がまちづくりに与える影響ということで、こちら人手不足が深刻化すると、地域産業が崩壊して、さらには行政サービスの低下、結果として人口減少を加速させる要因になりかねないということで認識しているところでございます。また、こうした状況が続くと、地域社会

全体の機能が低下しまして、住民が一定の生活水準を維持することが難しくなってくるのではないかと危惧しているところでございます。

先日、当町の各分野の事業者の方から聞き取りさせていただきまして、状況の確認をさせていただきました。議員は9月会議の時点で労働者数の確認はされてございますので、今回今後の見通しについてということで確認させていただきました。

その中で、まず町内の各ホテル事業者におきましては、「外国人労働者は重要である」とのお声があったほか、聞き取りできましたほとんどのホテルで、「今後も増やす見込みがある」ということで回答いただいております。また、農業者の方についても、農協を通じて確認したところ、「今後も外国人労働者は増加していく見込みである」とのお話を伺っております。また漁業者につきましても、漁協に協力いただいた調査の結果、複数の事業者から「今後も外国人労働者を増加する見通しである」との回答をいただいたほか、福祉医療分野におきましても、「外国人労働者なくして事業は成り立たない」というお声があることも確認しております。

今後も労働者を安定的に確保するためには、議員ご指摘のとおり、当町を選んでいただくための取組が必要不可欠となってくると考えてございます。持続可能な地域社会を構築するためには、町に住む人々が安全で安心して快適に暮らすことができる環境が必要であります。これは町民だけではなくて、外国人労働者にとっても同じということでございまして、単なる労働力ということではなくて、地域社会を構成する仲間として迎え入れ、そのための多文化共生社会の構築が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） おおむね理解いたしました。

それでは、時間の関係もありますから、ホタテ養殖漁業の振興策について伺いたいと思います。

今日この会場の今回の議会で、答弁なされていないのは5人いるのですよ。課長連中で。できるだけしてもらいたいと思うのだけれども、案件上いかないかもわからないけれども、5人ほど、今来るのではないかと、今来るのではないかと期待して待ち望んでいるようですから、できるだけ振りたいと思いますけれども。

それで、今漁師の方々は何件ありますか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 漁師の数ということで、漁協に確認したところ、組合員で39人、準組合員で1人ということで、漁協の組合員としては40名ほどおられると確認しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 質問の仕方悪かった。ごめんなさい。

漁家の件数は幾らかということと、それから、2022年度のホタテの水揚げ量のトン数は幾らなのか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 令和4年3月末の数字になりますが、トン数といたしましては3,814トンと確認してございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 事務に関する報告書というのは、毎度楽しみにしているほうなのだけれども、そこを見ると3,814トンなのですね。ところが、いろいろと、ふるさと納税を担当する課も一生懸命努力されている。それは自分も認める。血のにじむような努力と同時に、今回これから触れさせていただきますが、東京電力の福島第一原発の処理水放出に伴って、北海道の水産物も大きな影響が出ていると、それから洞爺湖町においても前浜のホタテにも影響が出るだろうと、それから洞爺湖町にも加工場があるからそれなりに出るだろうと、こういう懸念を持ちながら、やっぱり行政というのは一体感を持たないと。

2022年のホタテの水揚げトン数は3,814トンと言いましたね。ところが、一生懸命本当に申し訳ないのですが、処理水の風評被害を受けるということで、ふるさと納税を担当している政策推進課はいち早く立ち上がって何とか風評被害から脱却して前浜のホタテを食べてもらおうではないかということで、取り組んだその誠意はよく分かる。本当に立派だと思っている。

ところが、ここで残念なことには、令和4年度の実績で約2,500トン、洞爺湖町虻田のホタテの水揚げ量、8割方が外国へ輸出されていると。トン数が違うのではないですか。一方では3,814トンだと、一方は2,500トンだと。これでは、自分あら探しで言っているのではなくて、本当にふるさと納税を担当している方々は一生懸命やっている。自分も認める。だけど、こういう水揚げ量のトン数というのは、やっぱり同じトン数を理解していないとならないのではないかなという気がして、これから質問させていただきます。

3,814トン、その中で道のまとめでいくと、全道のホタテ生産量43万6,000トン。そして輸出量が10万2,990トン、輸出額が618億円。うち中国へ向けて9万5,638トンで輸出額が447億円を占めているのですよ。

洞爺湖町でどのくらい輸出されているトン数だか知っていますか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 私のほうで正確な輸出量のトン数は押さえていないところではございますが、約8割が輸出されているということを鑑みますと、恐らく3万トンくらいは輸出されているものと、失礼いたしました、3,000トンほど輸出されているのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 自分もね、勉強させてもらったけれども、自分のほうで間違ってい

るかもわからないけれども、2,700トンぐらいですよ、輸出されているのは。その9割方が中国に。中国にホタテを輸出する場合は殻つきなのだよ。殻つきで約9万6,000トンが中国に輸出されている。それで、貝柱だけ取る作業を中国で行って、9万6,000トンのうちの3万トンから4万トンは加工後にアメリカに輸出されているのだよ。日本産の中国に出している殻つきのホタテは、政府で努力されているのでしょう、ベトナムでそれを加工するような雰囲気になってきていると。

だけど、これから触れさせてもらいますけれども、処理水の問題で非常に全道的にも、とりわけ洞爺湖町の前浜の方々も風評被害がないかというところがあるのですよ。この間、聞くとところによると、森町のほうに東電の職員が来ていったという話も聞いておりますけれども、このたび長万部町に風評被害などの要請要望、それから賠償なんかもやる窓口を作りましたね。この間、1週間ぐらい前にオホーツクにもできたけれども、その方々というか東電の考え方というのがいまいまいち分からないのですよね、自分は。

なぜかという、これから処理水というのは20年、30年続くのですよ。20年、30年続く中で、ずっと20年、30年も賠償に応じるといふことなのかどうなのか。その辺の情報というものはつかんでいるでしょうか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今ご指摘いただきました東電の補償の関係でございます。

実は、今年11月18日に八雲町の漁業協同組合でこういった説明会がございまして、私もそちらに参加させていただきました。その中で補償の説明を受けた中において、資料等で説明を受けていたのですけれども、これがいつまで続くのかという期限の説明まではなかったということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） そうでしょう。やっぱり企業はそんなものですよ。20年、30年処理水が放出されて、中国も今のような外交関係であつたら、なかなか中国は輸入を受けるといふことにはならないだろうと。だから、自分個人的に素人ですけども、早く隣の中国とも仲良くなって、ホタテも輸出できるような、そういう環境に政府あたりは努力していただきたいなと。いろいろ防衛力の関係で、どうか、こうとか、台湾の海水がどうだから、こうだからといってやっている、いつまでたっても中国に輸出できるような、そういう環境にはならないのではないかなという気がするのですよね。

自分、思うのですよ。20年、30年続くのだから、続いているうちは風評被害として賠償すべきだと、そう思うのですね。これは中国あたりが、よし、分かったということになれば、また別ですよ。そういうわけであります。

それでね、時間の関係もあと17分ですから、ホタテが中国に輸出できなくなったということで、北海道でいち早く立ち上がった自治体があるのですよね。それはどこかという、ご存じでしょう。森町ですよ。森町はどう立ち上がったかという、全国の学校給食用に無償

提供すると。そして無償提供を表明して、当初、10万食を考えたようであります。ところが問合せが殺到してまいりまして、50万食にもなっているようであります。それでも応えていかなければならない。

それと併せて、ただ生産者からもらうということになりません。ここをちょっと行政に確認させてもらいたいのですが、国の補助金を使うということなのですよ。どういう補助金なのだろうか。例えば今まで地方創生臨時交付金などもあれして、余剰金があつてためておいているのかどうなのか。それとも、また別な制度運用を利用して国の補助金で賄うのだということなのか。そういう国の補助金があるとするならば、洞爺湖町も当然該当になるのではないですか。2,500トンも、2,700トンも輸出しているわけですから。どうなのですか、その辺は行政としてつかんでいないのだろうか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

国では、ALPS処理水の海洋放出以降の中国などにおける輸入規制を踏まえまして、全国の水産支援のため800億円の基金による支援や東京電力による賠償に加え、207億円の予備費による輸出転換対策や国内加工体制の強化対策など、水産業を守る政策パッケージを策定いたしまして、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期すこととしてございます。

今、議員からあったご質問なのですが、この基金を活用して森町や、また八雲町で実施していると聞いてございます。当町においては、あくまでも森町や八雲町が使った国の基金につきましては、加工場を守るための基金の活用でございまして、当町におきましては、中国向けの加工品を取り扱っております水産加工業者がいないため、同じような基金を使うことができないというような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 洞爺湖町内に水産加工場でホタテを加工している業者がいないということですか。そうではないでしょう。加工はしているのですよ。例えば某それこそ歴史公園のそばにある水産加工場は国内消費の加工なのですよ。ホタテは加工しているのですよ。そういうのが分からないと駄目だ。

それから、もう一つの何というのかな、名前言っただけは駄目なのかどうなのか分からないけれども、スタンドの横の、分かっていますけれども、あそこは国内と一部外国に輸出しているのですよ。中国にはしていない。調べてみたけれども、中国にはしていないけれども、外国に輸出されていると。加工場がないわけではない。でも、加工場がそういう作業を行っているということは間違いのないわけだから。前浜のホタテを使っているのか、どこから持ってきているのかは別として。その辺をやっぱり認識して、行政としてはどうあるべきなのかということを考えてもらわないと。「何も中国さ行ってないんだからいいべや」と、「何も被害ねえべや」と、そういうことではないのだよ。だから、その辺を間違わないでほしいな

と思うのだよ。

それから、時間の関係がありますから、できるだけ洞爺湖町内においても、ホタテを消費できるような、そういう環境づくりというものを考えてはどうかと、自分は思うのですよ。例えば先ほど森町でやっているように、給食にホタテも利用しているでしょうけれども、もっと利用させてあげるとか。

それから、僕はね、思うのは、例えば有珠山噴火災害があったときに、あるいはコロナが猛威を振るったときに、観光客が来ない。それで、宿泊券なども発行して観光協会そのものもある程度支援策を講じた。今度は、前浜の漁業の方々がホタテの輸出が止まったり、そういうことでこれから苦しむわけですから、だとすれば、町内において消費拡大するような、そういう環境づくりというのは行政もしなかったら駄目だと思うのですよ。ただただ「そんなのだよね」と頭縦に振るだけでは駄目だと。もう少し住民の方々にも、単価安くしないで、「従来どおりの輸出してきた単価でもいいから買ってあげようね」という人だって聞こえてきていますよ。そういう地道な取組、それから連携、それから流通機構の整備、そういったものも積極的に行政はリーダーシップを取るべきではないのかなという気がするのですね。

そういうことと、こういう処理水でホタテが輸出できなくなったと、いち早く行政は何をしましたか。政策推進課が即座に立ち上がって、前浜のホタテを一つでも多く全国に買ってもらおうではないかと、寄附行為で返品品に使ってもらおうではないかということで、このエネルギーというのは、私は高く評価するべきだと思う。先ほどの数とは別にして。こういうことを本当は行政が一丸となってやらなければならないことですよ。各課だけではなくて、各課が連携を取ってやらなければならない。そうでしょう。

コロナのときだ、噴火のときだって、宿泊券を発行して、漁師も泊まりに行ったりした。今度は、洞爺湖町には宿泊できる旅館があって、当然食材も必要なわけですから、その食材を、前から自分は、流通機構の整備ということで歴代の町長時代にも何度もやっているのですが、室蘭から買ったほうが安いのだと。それは企業としてそうかもわかりません。それは理解できる。だけど、こういう厳しい難局のときにこそ、お互いが連携を取り合って、助ける、精神の気運を盛り上げる、意識を変える、そこが大事だと思うのですよ。

その辺どう考えていますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、越前谷議員から非常に適切なご助言をいただきましてありがとうございます。今現在、実は漁協を通じて、漁協青年部を中心に貝毒明けの町民販売に向けて協議を進めているとともに、今後も継続して町内で地元産のホタテが買えるような仕組みづくりについても漁協と協議を進めているところでございます。

まさしく販路拡大につきましては、洞爺湖町単独では限界がありますので、漁業者及び漁協、近隣市町、また三位一体となって取り組ませていただきたいと思います。まさしく今、全庁一丸となっていく、総務部も、経済部も、教育委員会も一緒になって一丸となって、縦だけではなく、横の連携の中で進めてまいりたいと思います。

貴重なご意見ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それから、もう一つ行政のほうに要望したいと思うのは、これは実際に行っているかもわかりませんが、合併前は噴火湾に11市町村があったのですよ。その11市町村と、それから前浜の課題を協議し合う漁業協同組合の代表者も集まって、協議した経緯が何度もあったと思うのですよ。自分も、2000年の噴火のときにホタテがなくなって2億円ほど被害を被ったときもあった。そのときも一堂に集まって、それこそ噴火湾のホタテを守るためにどういう要望をするか、どういう取組をするかということで協議する機関があったかと思うのですよね。今もその機関というのが存在しているのかな。

合併してから村がなくなって8自治体。だから8自治体と漁業協同組合が一堂に集まって、これから道にどういう働きかけをするか、あるいはまた国にどのような要望を出していくか。先ほど経済部長が答弁されているように、東電がどのぐらいの賠償に応えるかというものは先行きまだ見えていないのですよ。そういったことを考えれば、漁業者を救済する、そういったことも考えるならば、こういう協議会をフルに活用するとか、あるいはないのであれば洞爺湖町のリーダーが先頭に立って呼びかけて、そういう会の組織化を図って要求要望を国あたりに働きかけるといふ、そういう手法、機関決定もしていくべきではないのかなという気がするのですけれども、どうですか、その辺は。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） ただいま議員がおっしゃられました機関、これについては噴火湾ホタテ生産振興協議会というものがございます。毎年10月に総会をやっているのですけれども、各参加している漁協、市、町も今回の中国のホタテに関しては危惧しているという部分での報告は受けておりますので、必要とあらば、そちらの機関を通じていろいろな国だとか道だとか、要請していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まさしく噴火湾、先ほど次長のほうからありましたが、さらに全国町村漁港会という組合がございまして、今回、私、初めて出させていただいたのですが、実は、森町の岡島町長と八雲町の岩村町長ともいろいろな関係で懇意にさせていただいて、そういう仕組みの中でご紹介をいただいていますので、まさしく今、議員ご提案の形の中で、こういった危機管理というか、そういったところで横のつながりの連携というのも漁協組合だけではなくて、町村も首長も連携していくような形で今後取組を始めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 一般質問というのは要望するというのが最後の詰めとしては駄目ですから、これで自分の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

一般質問は、これで終了いたします。

ここで、休憩といたします。再開を午後 1 時といたします。

(午前 11 時 30 分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を続けたいと思います。

(午後 1 時 00 分)

◎議案第19号及び議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 3、議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、1 ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について並びに、2 ページになりますが、議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、一括にてご説明させていただきます。

まず、議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定による官民格差の解消に基づきまして、職員の給与水準が増額されたことから、これに準拠しまして、議会議員、特別職の期末手当の支給割合を0.1か月分増額改定するものでございます。

なお、改定に当たりましては、本年分は12月支給分として0.1か月分の増加、それから令和6年度以降につきましては6月と12月の支給割を平準化するもので0.05か月増とする改正となっていることから、第1条においては、令和5年12月分の期末手当の改正、第2条におきましては、令和6年度以降の期末手当の改正を行うものでございます。

それでは、議案説明資料をお開きいただきたいと思います。1 ページになります。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表があると思います。その第1条関係でございますが、第6条第2項中、令和5年12月の支給割合を「100分の220」を「100分の230」に改めるものでございます。

下段になりますが、第2条でございます。令和6年度以降の支給割合を6月と12月が均等になるように「100分の230」を「100分の225」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、1 ページの附則でございます。

附則第1項、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものですが、第2条に関する規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものとしております。

附則の第2項は、令和5年12月に支給する期末手当の支給割合の改定につきましては、令和5年12月1日から適用するものでございます。

なお、附則第3項につきましては、期末手当の内払いについてのみなし規定でございます。2ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と全て同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これから討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第21号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第21号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、先ほどと同様でございます。国家公務員の給与改定に伴いまして、職員の給料を引き上げるもので、給料につきましては平均で0.95%の引上げ、期末勤勉手当につきましては合わせて0.1か月分の引上げ、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給月につきましては6月と12月に平準化するものでございます。

先ほどの議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様に、適用時期が異なりまして、第1条において、令和5年度に適用する給与の改定を、第2条におきましては、令和6年度以降に適用する給与の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

第1条でございます。第21条の2項の期末手当につきましては、一般職にあっては、12月期の支給割合を「100分の120」を「100分の125」に、それから、再任用職員にあっては「100分の67.5」を「100分の70」に、それぞれ改めるものでございます。

それから、中段になりますが、第24条の第2項の勤勉手当でございます。一般職にあっては、12月期の支給割合を「100分の100」から「100分の105」に、それから、次の4ページになりますが、再任用職員にあっては「100分の47.5」から「100分の50」に、それぞれ改めるものでございます。

5ページになりますが、第2条関係でございます。

第21条の2項の期末手当について、6月期と12月期の支給割合を平準化することによって、一般職員にあっては「100分の125」を「100分の122.5」に、再任用職員にあっては「100分の70」を「100分の68.75」に、それぞれ改めるものでございます。

第24条の第2項の勤勉手当でございますが、これにつきましても、6月期と12月期の支給割合を平準化することによりまして、一般職員は「100分の100」から「100分の102.5」に、6ページになりますが、再任用職員にあっては「100分の50」から「100分の48.75」に、それぞれ改めるものでございます。

議案書の3ページに戻っていただきます。

第1条における別表第1、行政職の給料表を全改定してございます。5ページからの改定

となっているところでございます。若年層の在職する号俸の増加割合を高くして、先ほど申し上げましたが、平均で0.95%引き上げるものでございます。

最後に、下段になりますが、附則でございます。

附則第1項、施行期日等は公布の日から施行し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するものですが、附則第2項により、期末勤勉手当の支給割合の改正は令和5年12月1日から遡及適用するものとし、行政職給料表は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第3項でございますが、これは給与の内払いについてのみなし規定となっているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第22号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の8ページになります。

議案第22号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、本年度の一般職員の給与改定に準じまして、給与

水準の改定を行うものでございます。別表の会計年度任用職員の給料表は、全改定となっておりますが、先ほどの一般職員の改定と同様に、若年層の号俸の割合が高いことから、平均で5.15%の引上げとなるものです。

附則の第1項の施行期日等は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項について、会計年度任用職員の給料表の改正は、令和5年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、附則第3項でございますが、給与の内払いについてはみなし規定で規定しているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第23号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 続きまして、議案書の10ページをお開き願いたいと思います。

議案第23号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正につきましては、施行日が違う2本の改正内容を1条、2条にそれぞれ整理してご提案申し上げるところでございます。

まず1条でございます。改正の趣旨につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築

するための健康保険法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、令和6年1月1日から施行される地方税法及び地方税法施行令の一部の改正を受けまして、この洞爺湖町国民保険税条例を改正するものでございます。

内容でございますが、子育てを支援する観点から、国民健康保険の被保険者のうち出産する予定の者、または出産した者に係る国民健康保険税を免除し、負担の軽減を図るものとしたものでございます。

それでは、お手元の議案説明資料の7ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町国民健康保険税条例の新旧対照表の1条になります。ここの第23条で、国民健康保険税の減額がございます。国民健康保険税の産前産後の4か月に係る所得割及び均等割の減額についての規定を新たに設けたものでございます。

次に、8ページの下段になります。

第24条の3、出産被保険者に係る届出でございます。国民健康保険税の産前産後の期間の減額に必要な届出について、規定を新たに設けたものでございます。

続きまして、議案書の12ページに戻っていただきたいと思います。

12ページの第2条でございます。第2条第3項及び第23条中の「20万円」を「22万円」に改めるものでございます。改正の内容でございますが、令和5年度税制改正により引き上げられました法定限度額まで現行の課税限度額を引き上げるものでございます。

本年10月に洞爺湖町国民健康保険運営協議会に課税限度額の改正について諮問しました。11月20日に同協議会から答申がございました。当町といたしましては、この答申を尊重させていただきたく、令和6年度から国民健康保険税課税限度額を改正するべき提案をするものでございます。

改正内容は、10ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条、課税額でございます。第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額につきまして「20万円」から「22万円」に改めるものでございます。

また中段になりますが、第23条の国民健康保険税の減額でございます。これにつきましても、後期高齢者支援金等課税額の限度額について「20万円」から「22万円」に改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、12ページをお開きください。

先ほども申し上げましたように、改正内容により施行日が違います。まず、第1条は令和6年1月1日から、第2条は令和6年4月1日からとなります。

適用区分でございますが、第1条の規定による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしていただいております。

第2条の規定による洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分国民

健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例にするとしているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第７、議案第24号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の13ページをお開き願いたいと思います。

議案第24号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について。

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

本改正の趣旨でございますが、本年９月15日に公衆浴場料金の統制額の改定が北海道から告示されております。10月１日に施行されているところでございます。洞爺湖町といたしましても、これまで同様に洞爺いこいの家の利用料金及び一般入浴事業に係る入浴券の改定を行うとともに、高齢者入浴助成事業に係る入浴施設への支払いの改定を行うものでございます。

以下、議案説明資料の11ページで説明させていただきたいと思います。

洞爺いこいの家条例等の新旧対照表でございます。

別表でございますが、利用料金、入館料でございますが、中学生以上の利用料金が「480円」から「490円」に引上げ、回数券は利用料金「4,800円」から「4,900円」に改めるもの

でございます。小学生の利用料金は「140円」から「150円」に引上げ、回数券は利用料金「1,400円」から「1,500円」に改めるものでございます。また、幼児の利用料金は「70円」から「80円」に、回数券は「700円」から「800円」に引き上げるものでございます。

12ページになります。一般入浴事業に関する新旧対照表でございます。

第5条第2項の入浴券の料金につきましては、いこいの家の回数券と同様となります。

続きまして、13ページになりますが、洞爺湖町高齢者入浴助成に関する条例の新旧対照表があるかと思います。第5条第1項及び第6条に係る入浴施設への支払額は「420円」から「430円」へ、それから高齢者入浴に係る助成につきましては「270円」から「280円に」改めるものでございます。

議案書の14ページに戻っていただきたいと思います。条例改正に係る附則でございます。

第1項の施行期日でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項の経過措置でございますが、施行日の前日までに購入した旧券の利用につきまして定めているものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 早速5人いるから、1人ずつお願いします。

値上げには反対するものではありませんけれども、令和5年度の実績からいって、どのぐらいの増収になるのか。その辺、1点。

それから、もう一つは、値上げすることによって、各ホテルでの入浴料金等はどのような変革を求めるのですか。その辺もう一度お願いいたします。

○議長（大西 智君） 兼村地域振興課長。

○地域振興課長（兼村憲三君） ただいまの改定による増収はどのぐらいかということでございます。令和4年度の実績でいきますと、改定におきましては大体22万円ほどの増収という形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 高橋介護高齢課長。

○介護高齢課長（高橋憲史君） ただいまのホテル等で実際のところどのぐらいの増収になるのかといったところでございますけれども、まず一般の入浴事業のほうにつきましてですけれども、こちらは大人から幼児までおおむね令和5年度の決算見込み等々で見ますと、1万8,000人と仮定いたしますと10円が値上げになるといったところから、18万円がホテル全体の中で増収になるといったところになります。

それから、高齢者のほうの事業につきましては、決算見込みで大体2万5,000人ぐらいを見込んでおりますことから、10円になりますので、25万円ぐらいの増収になるといったとこ

ろでございまして、このたびの改定に伴いまして、ホテルにおきましても10円の増額改定を行っているを確認しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号及び議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第25号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について及び議案第26号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の15ページをお願いしたいと思います。

議案第25号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について並びに、16ページになりますが、議案第26号の西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について、一括してご説明させていただきます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部と西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部について、次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更でございますが、西胆振介護認定審査会につきましては、豊浦町と壮瞥町、それから洞爺湖町の3町で共同設置しているところでございます。申合せによりまして、審査会事務局は3年交替で担当することとなっております。来年度は豊浦町に執務場所を置くことになったことから、規約の一部を変更するもの

でございます。

変更内容でございますが、議案説明資料の14ページになります。

西胆振介護認定審査会共同設置規約新旧対照表があるかと思います。その中で、まず第3条でございますが、執務場所で「北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2 壮瞥町保健センター内」とあるのを「北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1 豊浦町総合保健福祉施設内」に変更するものでございます。

以下、4条の第1項から「壮瞥町長」とあるのを「豊浦町長」、それから「壮瞥町」とあるのを「豊浦町」、「壮瞥町議会」とあるのを「豊浦町議会」に、それぞれ変更するものでございます。

議案書に戻っていただきまして附則でございますが、この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、16ページになります。

議案第26号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてでございます。

この規約の一部変更でございますが、先ほど説明しました西胆振障害者自立支援審査会につきましても、西胆振介護認定審査会と同様に3町で共同設置されております。令和6年度より豊浦町に執務場所を置くこととなりますので、規約の一部を変更するものでございます。

変更内容でございますが、先ほど申し上げました西胆振介護認定審査会共同設置規約の変更内容と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

附則でございますが、この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第25号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更については、原案

のとおり可決されました。

次に、議案第26号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第27号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）でございます。

議案第27号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,408万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億88万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、21ページの第2表中に地域公共交通対策事業の車両購入費574万円を翌年度へ繰越しするものを計上させていただいております。

今回の補正予算でございますが、人事院勧告による給与等の改定によるもの、それから物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る各事業を計上させていただいております。

それでは、事項別明細書4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

15款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金で39万円の増額でございます。新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、コロナワクチン接種後の健康被害救済認定制度により認定されたものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で68万1,000円の増額でございます。戸籍システム改修費補助金で住民基本台帳のシステムの振り仮名表記の改修のための補助金でございます。

続いて、9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,669万円の増額でございます。これにつきましては、歳出で説明させていただきます。

次に、16款道支出金2項道補助金3目農林水産業費道補助金、110万円の増額でございます。これは、化学肥料低減定着対策事業補助金で土壌分析機器の購入の補助金でございます。

9目総務費道補助金、30万円の増額でございます。地域づくり総合交付金として、パスポート電子機器購入の補助でございます。

それから、3項委託金1項総務費道委託金68万円の減額でございます。北海道知事・北海道議会議員選挙費委託金による経費の確定によるものでございます。

19款1項1目繰入金9,060万円の増額でございます。説明にもありますが、財政調整基金繰入金で9,800万円の増額、財源補填による繰入れでございます。それから、育英資金等教育振興基金繰入金で50万円の減額、箱根中学校との親善交流事業の確定による繰戻しでございます。それから、公共施設等整備基金繰入金で690万円の減額でございます。内訳は記載のとおりとなっております。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

21款諸収入3項貸付金元利収入3目商工費貸付金元利収入でございますが、2,500万円の増額でございます。これは洞爺湖温泉観光協会への貸付金収入でございます。すみません、返還金でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

歳出になります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で104万5,000円の増額。一般管理事業でございますが、これは1節から4節までは人事院勧告による給料改定の増。それから8節旅費につきましては30万円の増でございますが、出張旅費の増によるもの。17節備品購入費につきましては、事務用の椅子を10台購入する費用でございます。

3目公有財産管理費137万3,000円の増額でございます。公有財産管理事業で、10節修繕料は修繕の増によるもの。それから、14節工事請負費につきましても、旧栄町教員住宅改修工事による増でございます。

続いて、4目物品集中管理費で309万円の増額。物品集中管理事業でございますが、10節需用費で消耗品250万円の増額でございますが、これは庁舎内の消耗品の単価の増。それから印刷製本費につきましても、印刷物の単価のアップによるものでございます。

6目ふるさと納税推進費、ふるさと納税推進事業で、これは、補正額はございません。節の内訳の変更によるものでございます。7節報償費で1,413万円の減。これは経費割合の見直しによる減でございます。11節役務費、手数料で600万円の増。これはクレジットカードの決済手数料の増。それから13節使用料及び賃借料で813万円の増。これはホームページ使用料等の増によるものでございます。

7目財政会計管理費で64万円の増額。これは22節にあります償還金利子及び割引料で、令和4年度の国庫支出金の精算による返還金でございます。

続いて、8目企画費で574万円の増額でございます。地域公共交通対策事業で、先ほどの繰越明許でも説明させていただきましたが、備品購入費でワゴン車1台を購入予定。来々令和6年10月以降に洞爺地区のコミュニティバスを現在のさくら号から14人乗りのハイエースに切り替える予定としてございます。納車まで6か月ほどかかるということから、今年度中に発注するものでございます。

9目広報費で5万円の増額。町史編纂事業でございますが、人事院勧告による給与改定による増でございます。

下段になりますが、3項1目戸籍住民基本台帳費で128万1,000円の増でございます。戸籍住民基本台帳管理事業でございますが、17節備品購入費は旅券電子申請端末機器購入60万円の増、いわゆるパスポート交付事務の実施による機器の購入でございます。18節西いぶり広域連合負担金で68万1,000円の増。これは歳入でも説明しましたが、住民基本台帳の振り仮名表記に係るシステム改修費でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

4項選挙費2目北海道知事・北海道議会議員選挙費68万円の減額でございます。北海道知事、それから北海道議会議員選挙の実績による執行残でございます。

3目町議会議員選挙費で260万3,000円の減額でございます。これにおきましても、実績による執行残でございます。

中段になりますが、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費で20万9,000円の増額でございます。社会福祉管理事務事業でございますが、人事院勧告による給与改定による増。それから10節になりますが、印刷製品費で18万9,000円の増がございます。これは先ほど説明した入浴料金改定による入浴券の印刷に伴う増額でございます。

4目介護保険費180万7,000円の減額でございます。これは人事異動に伴う人件費の減でございます。

次に、5目社会福祉施設費20万円の増額でございます。虻田地区集会所管理事業で各集会所の小破修繕の増によるものでございます。

6目後期高齢者医療費で634万7,000円の増額。これにつきましては後期高齢者医療事業、18節療養給付費負担金418万4,000円の増額で、これは令和4年度負担金の精算による増でございます。また、27節後期高齢者医療特別会計繰出金216万3,000円は人事異動及び人事院勧告による増でございます。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費で18万1,000円の増額でございます。子ども・子育て支援事業で人事院勧告の給与改定による増でございます。

次に、5項保育所費2目常設保育所費で580万7,000円の増額でございます。子育て支援センター運営事業では14万円の増額。これは人事院勧告による給与改定による増。2の常設保育所運営事業で566万7,000円の増額がございます。これも人事院勧告による改定があるのですが、保育士、調理員、清掃員等49人分の給与の改定に伴うものでございます。そのほか10

節修繕料20万2,000円の増でございますが、これは入江保育所の厨房の排水の小破修繕によるもの。それから14節工事請負費89万7,000円の増がございます。これは桜ヶ丘保育所にエアコンを2台設置するものでございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費で6,000円の増でございます。これは人事勧告による職員手当の増でございます。

2目予防費39万4,000円の増。新型コロナウイルス感染症対策事業になりますが、歳入でも申し上げましたが、コロナワクチン接種後の被害救済制度申請が1名ありまして、これが認定されたところによるものでございます。

続いて、3目保健衛生指導費28万円の増。保健衛生指導事業で人事院勧告による増となったものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

4項清掃費1目清掃管理費で790万8,000円の減。花美館維持管理事業で、工事請負費の減でございますが、花美館の屋根葺き替えの修繕の施工方法を検討見直しすることにより、今年度は見送りしたものでございます。

それから、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費で348万3,000円の増額でございます。国営大原地区畑地かんがい維持管理事業4万2,000円の増額でございます。これは人事院勧告による増。それから、農業研修センター運営事業で344万1,000円の増がありますが、これは人事院勧告による増と17節備品購入費で319万円の増となっております。これは土壌分析機器購入によるものでございます。

それから、7款1項商工費1目商工振興費で187万円の増額。これにつきましては1節会計年度任用職員の報酬がありますが、これは地域おこし協力隊員の採用人数を当初の5名から8名にしたもの。それから10節需用費の燃料費21万5,000円の増、印刷製本費5万円の増は札幌市内で運行させるラッピングタクシー内での配布用のパンフレットの作成等の費用でございます。また、11節役務費49万8,000円につきましては、先ほど言いました、今度は移住・定住のPRのため、札幌市内でラッピングタクシーを運行するための設置手数料でございます。

それから、2項観光費1目観光振興費2,549万3,000円の増額。観光振興対策事業で18節洞爺湖マラソン大会実行委員会交付金49万3,000円の増でございますが、これは寄附額の確定によるもの。それから20節貸付金、洞爺湖温泉観光協会貸付金で2,500万円の増でございます。これは観光庁交付事業の事業費で前払いの必要があることから、観光協会において前払いの依頼があったものですから、こちらのほうから一度貸付けするものでございます。

続きまして、一番下段になります2目観光施設管理費で55万2,000円の増。洞爺・水の駅管理事業でございます。補償金でございます。これにつきましては水の駅の床改修工事で、どうしても1か月間使えない期間があるということで、休業補償のためにお支払いするものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁維持費で75万1,000円の増額でございます。一つは洞爺地区道路橋梁保守事業で人事院勧告による会計年度任用職員報酬等の増でございます。それから10節修繕費31万3,000円の増でございますが、これは街路灯の修繕の費用を計上させていただいております。

3 項 1 目河川費で255万4,000円の増がございます。河川管理事業で工事請負費でございますが、これは赤川浚渫工事を実施していたところ、護岸の崩落が発見されて、早急に補修が必要ということで計上させていただいております。

4 項公園及び緑化費 2 目湖畔公園緑化費で23万4,000円の増でございます。温泉・月浦地区環境整備事業15万円は、草刈り機の破損等で部品の購入費、それから燃料費は単価高騰使用量増によるものでございます。

6 項住宅・建築費で500万円の増額でございます。町営住宅管理事業で、10節になります。退去時の修繕、それから経年劣化等の修繕等が発生しているところでございます。

続いて、9 款 1 項消防費 2 目災害対策費で9万2,000円の増額。これは災害対策事業でございますが、人事院勧告による人件費の増でございます。

次に、18、19ページをお開き願いたいと思います。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目諸費で328万9,000円の増額でございます。教育推進事業として379万2,000円の増。これにつきましては人事院勧告による増と、それから特別支援員の採用により増となったものでございます。3 の箱根町中学生親善交流事業50万3,000円の減でございますが、これは事業実績による執行残でございます。

次に、2 項小学校費 1 目小学校管理費で112万2,000円の増額でございます。小学校管理事業で、人事院勧告による増があります。そのほかは大きいところでは10節修繕料で136万9,000円の増額。これは別紙報告させていただいております。それから12節実施設計業務委託料で64万3,000円の減額。これは実施設計の入札の執行残でございます。それから14節工事請負費18万9,000円の増でございます。これは各小学校のエアコン設置で201万8,000円を予定しておりましたが、今年度実施しました虻田小学校の高圧機器更新工事の執行残が182万9,000円あったことから、差引きで足りない18万9,000円を増額するものでございます。

3 項中学校費 1 目中学校管理費1,001万円の増額でございます。中学校管理事業で人事院勧告による増と、需用費で光熱費が45万円の増。これは使用量の増でございます。それから光熱水費で716万9,000円の増でございます。これは電気料金の高騰によるものが主なもので、洞爺中学校がオール電化によるものでございます。それから修繕料215万8,000円の増額でございます。これにつきましても別紙で提出しているので説明は省略させていただきます。それから12節実施設計業務委託料34万6,000円の減額でございます。これは洞爺中学校の高圧機器の実施設計の入札の執行残でございます。それから14節工事請負費28万4,000円の増額でございます。これは各中学校のエアコン設置で138万4,000円を予定しておりますが、今年度やった洞爺中学校高圧機器工事の入札執行残が110万円ほどあったことから、足りない28万4,000円を増額するものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費で 2 万 8,000 円の増額。これは社会教育管理事務事業で会議人数の減。それから人事院勧告による増の金額でございます。

3 目社会教育施設費で 707 万 2,000 円の増。児童会運営事業でございますが、これはパート職員の配置の増、それから人事勧告による増によるものでございます。14 節工事請負費 82 万 5,000 円の委託料でございますが、これはエアコンを 1 台設置するものと、それから教室の改修の追加分の工事費を要したことから計上させていただいているところでございます。下段になります。2 の社会教育施設維持管理事業で 106 万 2,000 円の増額。これにつきましては人事院勧告による増と、それから 17 節備品購入費 29 万 7,000 円の増がございしますが、入江・高砂貝塚館の F F ストープ 1 台の購入によるものでございます。3 の洞爺総合センター管理事業 15 万 5,000 円の増額。これは人事院勧告による増でございます。4 の洞爺湖芸術館管理運営事業で 10 万 6,000 円の増。これも人事院勧告による増と、それから芸術館検討委員会を設置したことに伴う費用弁償でございます。

4 目図書館費でございます。13 万 4,000 円の増額になります。これにつきましては人事院勧告による増でございます。

下段になります。5 項保健体育費 1 目体育奨励費 18 万 9,000 円の減額でございます。社会体育運営事業でございます。これにつきましては、北海道スポーツ推進委員会協議会研修がオンライン開催になったことから減になったものでございます。

2 目体育施設費 43 万円の減額でございます。体育施設運営事業でございますが、これはプールの監視員の費用でございまして、それに伴う増減でございます。

22 ページ、23 ページになります。

今の説明もプールの監視員 8 万円の減などでございます。12 節町民プール運行委託料 8 万円の減でございます。これは利用者の減による減、往復便数の減でございます。

それから、3 目給食施設費で 214 万 6,000 円の増。洞爺給食センター運営事業では 74 万 4,000 円の増額でございまして、主に人事院勧告による増でございます。それから 10 節需用費で 31 万 1,000 円の増額でございますが、これは真空冷却機器の修繕費用が必要になったことから計上したものでございます。2 の虻田給食センター運営事業で 140 万 2,000 円の増額でございます。4 節までは人事院勧告による増でございますが、17 節備品購入費で 95 万 7,000 円の増額がございします。これはガス式フライヤーやアルミ食器箱の購入のための補正予算でございます。

それから、12 款 1 項 1 目給与費で 1,200 万円の減額でございます。2 節一般職給の 800 万円の増額、それから職員手当 1,500 万円の増額、それから共済費で 3,500 万円の減額がございします。この共済費の減額につきましては、退職者手当負担金でございしますが、負担金の率の変更により減になったものでございます。

13 款 1 項 1 目予備費で 5,207 万 4,000 円の増額。これは財源補填によるものでございます。

24 ページ、25 ページをお開き願いたいと思います。

14款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 1 目生活支援対策費で住民税非課税世帯臨時給付金事業 1 億3,947万4,000円の増額でございます。これにつきましては、物価高騰の負担が大きい低所得者のために軽減するもので7万円を給付するものでございます。1,950世帯を予定しているところでございます。

それから、2 目経済対策費3,518万1,000円の増。1 番目は商工支援対策事業で122万6,000円の増でございます。18節プレミアム付飲食券発行事業補助金で900万円、物価高騰による大きな影響を受けている町内の飲食店に対して事業継続を下支えするために商工会で実施するプレミアム付飲食券発行事業を補助するものでございます。それから下になりますが、貨物自動車運送事業者燃油高騰対策支援金でございます。326万円の増額。エネルギー価格高騰の影響を受けた事業者の経営安定を図るために燃油の一部を助成するものでございます。

3 の農漁業支援対策事業で2,032万1,000円の増額。18節農業用燃油高騰対策支援金として583万1,000円の増額で、エネルギー価格高騰の影響を受けた農業者に対しまして経営安定のために燃油の一部を助成するものでございます。それから畜産農業者飼料高騰対策支援金で591万円の増額でございます。物価高騰の影響を受けた畜産農業者の経営安定を図るために配合飼料の価格の一部を助成するものでございます。それから漁業用資材価格高騰対策支援金450万円の増額でございますが、物価高騰によるホタテ養殖資材等の購入費の一部を水揚げの量に応じて助成するものでございます。それから漁業用燃油高騰対策支援金で408万円の増額でございます。これもエネルギー価格高騰の影響を受けた漁業者の経営安定を図るための燃油の一部を助成するものでございます。4 の公共交通事業者支援対策事業で260万円の増額でございます。原油価格高騰により大きな影響を受けている公共交通事業者の経営安定化を図るための支援金を給付するものでございます。

次に、3 目衛生対策費250万円の増額でございます。18節介護・障害者福祉事業所特別支援金でございますが、これにつきましてもエネルギー、物価高騰の影響を受けている介護・障害者福祉サービス施設事業者の経営安定を図るための支援金を給付するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

質疑があるのであれば、ここで休憩いたします。再開を午後 2 時20分といたします。

（午後 2 時 1 0 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2 時 2 0 分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般議案を続けたいと思います。

議案第27号の提案理由の説明をいただきました。

質疑から入りたいと思います。質疑はございますか。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 事項別明細書25ページでございます。

住民税非課税世帯臨時給付金事業でございます。預金口座とマイナンバーのひもづけによって、こうした給付金の申請が簡単になるということでございました。今回この給付金について、この対応は可能となるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 今のご質問にお答えします。

今回の給付につきまして、まず対象世帯を給付システムのほうで抽出させていただき、要件に該当する方は世帯主へ通知させていただく、そういう流れがございます。

今のご質問の中で、口座振込の情報というのをマイナポータルとかで抽出して通知できるのかというお話でございます。当然、今システム改修のほうが今後出てきますけれども、それらできる状況なのか、そして現状には、前回登録された口座とか、一定の手続きは必要になると思いますけれども、マイナポータルの公金の受取口座が登録されている場合など、可能な限りそれらの情報も入れて通知させていただきたいと、そのようには考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

3 番、千葉議員。

○3 番（千葉 薫君） 何点かよろしく申し上げます。

9 ページ、さくら号からワゴン車にという話なのですが、いただいた総務のほうで説明されたあれを見ますと、574万円の半分が補助金だということで、その補助金を6年間で分割して入る仕組みだという話です。ですから、574を2で割ると287ですから、ちょっと間違っていたらごめんなさい。これが6年で払われていくのかなと思っています。それがお聞きしたいのと。来年の10月から変わるようですが、それまでさくら号を使われていて、その後さくら号はどうなるのか。もう任期が来ているのかどうなのか。もし使わないのであれば、消防の車も古いのももらえないかなと。それは一つとして、どうなるのかをお聞きしたい。

それと、13ページの新型コロナ云々、お二人の方が申請して、お一人が認められたということです。39万4,000円。どんな症状でこの金額が出たのか。そして何歳ぐらいの方なのか。そしてその後後遺症とか、その辺のところをお聞きしたいなと思います。

それから、15ページ、花美館。工事請負のところの709万8,000円。改めて検討ということでございます。次年度にこれをするのか、やり方を変えてやるのか、それとも予算がないからやめてしまうのか。そこをお聞きしたいと思います。

それから、同じページ、地域振興事業、手数料49万8,000円。札幌で、ラッピングタクシーで宣伝するというような話を今聞いたのですが、違いましたら教えてほしいのですが、これはどのくらいの期間、これをお借りして札幌で走らせるのか。そしてラッピングはどんなふうなイメージのものを考えているのかをお聞きしたいと思います。

その下、洞爺・水の駅管理事業、床改修で休業補償と言っていました。55万2,000円、この金額はどういった裏づけで55万2,000円なのかお聞きしたいと思います。

それと、21ページ、しつこいようですが芸術館検討委員会、これは1回やったと思うのですけれども、次年度以降、そして1回目はどんなふうなお話で終わったのか、どんなつなぎで次に行くのかもお聞きしたいということで、ちょっと細かいところですが、簡単で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 結構件数多いのですけれども、順次お願いします。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） まず、総務費、企画費の地域公共交通事業のワゴン車購入の574万円、単費で今回計上させていただいておりますけれども、一応国庫補助の補助対象になるのですけれども、車両の減価償却に合わせた形で令和6年度以降に歳入が見込まれるということになっておりますので、分割で減価償却費に合わせて歳入のほうが入るような仕組みになっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、ワゴン車につきましては、洞爺地区のコミュニティバスは今さくら号を使っておりますけれども、10月からデマンド型のタクシー運行に切り替わる予定ですが、さくら号についてはスクールバスの代替え、それから洞爺地区の方が町内会で月に何回か利用されていることもありますので、そのような利用の形ということで現在予定をしております。

以上です。

○議長（大西 智君） 佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 2番目のコロナウイルスの予防接種の健康救済制度の関係でございます。

先日、総務常任委員会でこの説明をさせていただいたところでございますが、この中身につきまして、あくまで情報につきましては個人の特定、そして混乱等及ぼす可能性もあることから、病状等の取扱い、その中身については慎重に取り扱っていただきたいということで国からの情報が出てきておりますので、大変申し訳ございませんが、この場での回答は差し控えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 原経済部次長。

○経済部次長（原 信也君） 15ページの花美館の維持管理事業の関係でございます。

修繕費に関しては、昨年大雪で軒先の部の角が折れ曲がったことによって修繕することとしていたのですけれども、修繕箇所が当初予定していた部分よりも少し拡大してしまいまして、プラス物価スライドにより工事費が当初予算よりも大きく上回ることが判明したことから、今後は花美館の計画的な修繕に合わせて行うほうが部分的な修繕より工事費が抑制できますので、今年度は修繕を見送りまして、来たるべき修繕と同時に行う予定としております。

以上です。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） ラッピングタクシーの件です。

こちらラッピングタクシーにつきましては、狙いとしては3点ございます。一つは、札幌市内をラッピングタクシーが走ることで車内のタブレット端末でのPR動画、先日、議員の皆さんに見ていただいた動画ですね、こちらを流したり、あとはパンフレットの広告を掲載することによって移住・定住のPRをしていくというのが一つの狙いです。また、互信ホールディングスが、1月16日から洞爺湖で事業を再開するために人員を確保するというのが2点目です。3点目といたしましては、プレスリリースを行いまして、多くの人に発信することで町の移住施策や子育て施策の周知を図るほか、互信ホールディングスの洞爺湖での事業開始をアピールするというのが狙いとなっております。

期間といたしましては、来年1月から3月までなのですが、それ以降も内容によって再協議をしていくということでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 兼村地域振興課長。

○地域振興課長（兼村憲三君） 私のほうからは、水の駅の補償額と根拠というところでのご質問かと思えます。

現在、12月から1月にかけて、水の駅の内装改修等の工事を行ってございます。それに伴いまして、実は1月に17日間、約20日間程度全く営業ができないということに伴いまして、補償額につきましては、仕入れの損失分、それから人件費分を見ているところでございます。損失分に関しましては5万7,000円、それから人件費分に関しては49万5,000円、合計で55万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 芸術館の在り方検討会についてでございます。

検討会については、まだ開催をしてございません。この補正予算では7名分の委員の報償費、費用弁償等を予算計上しているのですが、人選のほうにつきましては、この議決を受けまして年内に固めていきたいと考えておりまして、第1回目は2月頃の開催を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） まず15ページの花美術館のことですが、中身は分かりましたのですが、生活環境課というのは今、課はないはずですが、どこに所属することに。生活環境課というのはありましたか。今も。

○議長（大西 智君） 次長が兼務しています。

○4番（五十嵐篤雄君） 分かりました、失礼しました。それはオーケーです。

同じページの地域振興事業の政策推進課の中で、任用職員報酬で地域おこし協力隊が5名から8名ということですが、これは中身よく分からなかったのですが、新規に3名増えるのか、もし増えるとしたらどの部署でどういう形で就いていただくのか、分かれば。もう既に入っているのに予算計上するわけがないですから、これからなのでしょうけれども、どこに就いてもらうのか。

それから、19ページの教育推進事業で、特別支援員1名をとという説明がございましたが、これはどの学校に配置されるのかをお伺いいたします。

それから、25ページの商工支援対策事業のプレミアム付飲食券発行事業ですが、これはもうここまで提案されているので、このまま今回は仕方ないかなと思うのですが、中身を見ますと、事業費が600万円に対して、事務費が300万円。前回もこういう指摘をされたと思うのですが、偽造や何かを防ぐために印刷費がかかるのだという説明は前回受けましたけれども、あまりにも事業費の割に事務費がかかり過ぎていると思います。逆に、事務費300万円を加えて900万円が支給できるのであれば、この業態に対してどの指数を使うかは分かりませんが、売上げ強なのか、従業員数なのか分かりませんが、それに基づいてむしろ現金でお渡ししたほうがずっと喜ばれるのかなと。お客様が使って意味があるというのも分かるのですが、あまりにも事務費がかかり過ぎるので、それならということでは言わせていただくのですが、同じようなことがやれるかどうか分かりませんが、次回に向けて、このような経費のかかる事業はどうかと、検討に値するなと思ったので言わせていただきました。

以上です。

○議長（大西 智君） 野呂政策推進課長。

○政策推進課長（野呂圭一君） まず、地域おこし協力隊の件です。令和5年度の当初予算ベースですと、5名の予算で始まっております。ただ、4月の段階では2名ですね。5月になってさらに2名が雇用され4名になっております。そのうち1名が9月に辞めているのですけれども、11月からさらに5名増えていると。現在のところは8名になっております。

内訳としましては、商工会1名、水の駅1名、企画財政課1名、ふるさと納税2名、移住・定住2名、DX1名となっております。

予算のほうなのですが、当初予算から5名で取っておりまして、5月から4名なのですが、執行残で今まで持たせていたということでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋教育推進課長。

○教育推進課長（高橋謙介君） 19ページの会計年度任用職員の支援員の配置ですけれども、当初予算では見ていなかったのですけれども、新年度に入って、支援を要する子が多いという形で学校とも相談して、虻田中学校のほうに配置をさせていただいているところでございます。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 私のほうからは、プレミアム付飲食券発行事業の補助金の事

務費についてお答えさせていただきます。

この事業自体、タクシーがなければ実施できない事業となつてございますので、この300万円のうち182万円が2月15日から1月31日までの間にタクシーを運行していただくための必要経費となつてございまして、残る118万円については事務費となつてございまして、商品券の作成費ですとか、広告費、あと人件費、振込手数料、消耗品など含んだ額が118万円となつてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） ちょっと金額的に気になるところ、今のプレミアムのところ、1セット2,000円と書いていると思うのですけれども200万円になっていますよね。1セット1,000円と書いているから、これで読むと200万円の形になると思うのですけれども、違いますか。

それと、ここがちょっと分からないのですけれども、聞きたいのですけれども、その下の畜産のところなのですが、1件当たり1,000円、100万円を上限とする、該当3件というのが下に書かれているのですけれども、一番上の572万5,000円のところ、3,060頭掛ける5,000円ではこの金額にならないから、これがここと何か関係あるのかなというのが、ちょっと私は分からないのですけれども、そこをちょっと説明していただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 2点ほど。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 洞龍くんがついたことだと思います。プレミアム付飲食券、確かに200万円になっておりますが、1,000円を取って、2,000円で7,000円分の飲食券ということで訂正のほう、よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 片岸農業振興課長。

○農業振興課長（片岸昭弘君） 私のほうから畜産農業者飼料高騰対策支援事業でございます。頭数につきましては、議員おっしゃるとおり3,145頭なのですが、大規模な畜産農家の方が3件いらっしゃいまして、そこには上限値100万円というのを設定させていただきましたので、対象となっている頭数は全体ですが、支給に対しての上限値を設けてございますので、1頭当たり幾らというのはちょっと合わない計算になってございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 先ほどの新型コロナウイルス予防接種後における健康被害救済制度補正予算の件なのですが、補正予算の金額のことではないのですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

私も見たときに大変驚きました。厚生労働大臣が認定した方が1件洞爺湖町内でいたということが大変驚きでございましたけれども、中身については当然公表できないものだと思いますが、町民が7回、6回も受けている方もいらっしゃるし、いろいろと悩んだ末に受けている方もたくさんいると思います。こういった被害、厚生労働大臣が認定した被害があったということを町民に周知するということはないということなののでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 答弁をお願いします。

佐々木健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐々木 勉君） 先ほどもちょっと質疑あった中で申し上げましたけれども、これを大々的に広げるということは、町民の不安をあおるということにもつながりかねませんので、その辺の公表は一切しないという形で考えております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第4号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第28号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の22ページをお開き願いたいと思います。

議案第28号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ12億4,770万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書にて説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金4目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で15万4,000円の増でございます。これにつきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化周知のための補助金でございます。

それから、5款1項繰入金2万8,000円でございますが、これにつきましては、人事異動に伴う職員の給与等と、それから一般会計繰入金の増減による費用でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で2万8,000円の増額でございます。これは一般管理事業で、人事院勧告による人件費の増と人事異動によるものでございます。

9款1項1目予備費で12万6,000円でございますが、これは予備費に積むものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第29号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の25ページをお開き願いたいと思います。

議案第29号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,976万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入になります。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料で8万円の増、次に2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金で5万6,000円の増、それから3款道支出金2項道補助金1目地域支援事業交付金で3万5,000円の増、続いて4款1項支払基金交付金2目地域支援事業交付金で7万6,000円の増、6款繰入金1項一般会計繰入金2目地域支援事業交付金3万5,000円、このいずれも一般介護予防事業費の増に伴う増でございます。

4目その他一般会計繰入金180万7,000円の減でございますが、これにつきましては、職員の人事異動による人件費の減によるものでございます。

続いて、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で180万7,000円の減。先ほど申し上げました職員の人件費等による減でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目一般介護予防事業費で28万2,000円の増。これにつきましては、人事院勧告により報酬等の増と、12節でございますが委託料で介護予防普及啓発事業委託料16万円の増でございますが、これは脳の健康診断参加者の増によるものでございます。

2項1目包括的支援事業費、これは、補正額はございません。人事異動による報酬等々の増もありましたが、退職手当組合の減によりゼロとなったところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)につ

いてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第30号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の28ページをお開き願いたいと思います。

議案第30号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,972万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細にて説明させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金2目職員給与費等繰入金で216万3,000円の増でございます。これにつきましては、人事異動によるもの、それから人事院勧告による増でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で216万3,000円の増でございます。これにつきましては、先ほども説明しましたが、人事異動及び人事院勧告による増となっているところでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第31号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきましては、補正予算説明書で説明させていただきたいと思います。3ページをお開き願いたいと思います。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費で445万8,000円を増額するものでございます。人事院勧告による給与改定や人事異動により10万4,000円の減額がございますが、洞爺湖取水場の取水ポンプの不具合がありまして、分解整備の修繕費456万2,000円を増額するものでございます。

2 目配水及び給水費で34万円を減額するものでございます。これは、職員の人事異動による減額でございます。

1 款 4 項 1 目予備費でございます。411万8,000円を減額するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条になりますが、継続費の補正でございます。先ほど申し上げました洞爺湖取水ポンプの分解整備の修繕が必要となったことから、令和5年度、6年度の2か年で900万円を総額とし、年額割として令和5年度には360万円、令和6年度におきまして540万円を継続させていただいております。複数年度にわたる事業につきまして、あらかじめ事業費の予算確保が必要であることから、継続費として計上させていただくもの

でございます。

第4条、予算第8条に定めた、議会の議決を経なければ流用できない職員給与でございますが、44万4,000円を減額しまして、1,777万4,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第32号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の32ページをお開き願いたいと思います。

議案第32号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

第1条、令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

これにつきまして、補正予算説明書で説明させていただきたいと思います。5ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款簡易水道事業費用1項営業費用3目総係費で19万円を増額するものでございます。これにつきましては、人事院勧告に伴う給与改定に準じ、会計年度任用職員の報酬を改定するものでございます。

4 項 1 目予備費で19万円を減額するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、第3条でございます。予算第8条に定めた、議会の議決を経なければ流用するができない職員給与費を19万円増額しまして、663万7,000円に改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第33号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の33ページをお開き願いたいと思います。

議案第33号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条、予算第4条の本分括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億235万7,000円」と改めるものでございます。収益的収入は1万1,000円を増額補正し、予定額を5億6,241万5,000円に、それから資本的支出は260万円を増額補正し、予定額を6億6,477万2,000円とするものでございます。

これにつきまして、補正予算説明書で説明させていただきたいと思います。7ページをお

開き願いたいと思います。

収益的支出でございます。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 3 目総係費で357万3,000円を減額するものでございます。これにつきましては、職員の人事異動による減額でございます。

4 項 1 目予備費で357万3,000円を増額するものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入でございます。

1 款資本的収入 4 項負担金等 2 目受益者分担金で 1 万1,000円の増額をするものでございます。これは住宅新築による受益者分担金の賦課による増額でございます。

9 ページになりますが、資本的支出でございます。

1 款資本的支出 2 項 1 目建設改良費で260万円を増額するものでございます。公共ます設置工事の増などにより、増額するものでございます。

議案書の最後、34ページに戻っていただきたいと思います。

第 4 条で、予算第 8 条に定めた、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費を357万3,000円減額しまして、3,965万8,000円と改めるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、意見書案第10号刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案10号。

令和5年12月11日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、今野幸子。賛成議員、小林真奈美。

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書(案)について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書(案)。

罪を犯していないにもかかわらず、犯罪者として法による制裁を受けるえん罪は、えん罪被害者の人生に大きな影響を与えるため、決してあってはならないことである。

そのため、えん罪被害者を救済する制度として、刑事訴訟法に刑事裁判の裁判確定後、判決の中で誤って認定された事実の是正を目的とした裁判のやり直しを求める再審が規定されている。近年では、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件などで再審無罪判決が出ており、さらに本年に入ってから、袴田事件の再審に関する報道が多くなっている。

しかし、現行の刑事訴訟法の再審規定には、再審請求手続きの進め方に関する規定がほとんどなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多い。

また、再審請求を行うためには、刑事訴訟法第435条1号から7号までのいずれかの事由に該当する必要があるが、ほとんどの事例が無罪などを言い渡すべき明らかな新証拠を発見した場合(同法第435条6号)を理由としているが、再審請求における証拠開示についての規定が存在しないため、証拠開示の範囲に差が生じかねない。

さらに、再審開始決定となったとしても、検察官の不服申し立てにより、決定が取り消されることで、その後何度も再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化する事例があり、えん罪被害者の救済を長引かせている。

よって、国会及び政府においては、えん罪被害者に迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く要望する。

記。

1、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化すること。

2、再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月11日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） ないようなので、お戻りください。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、小林議員。

○2 番（小林真奈美君） 刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書(案)について賛成する立場で討論いたします。

再審とは誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。

冤罪被害者を救済する最後の手段ですが、日本においては、開かずの扉と言われるほど再審が認められることがまれであり、冤罪被害者の救済は進んでいない現状にあります。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無罪の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

意見書に上げられている無罪が確定した冤罪事件、再審請求の段階で重要な証拠を捜査機関が保管していることが明らかになり、再審開始の決め手となった事件もあります。

現在の法律では、弁護士が捜査機関の保管する証拠の開示を請求したり、その証拠についてDNA鑑定を実施することを請求したりする権利は保障されていません。検察官に証拠開示を義務づける規定也没有ありません。冤罪被害者の速やかな救済のためには、再審請求手続における証拠開示の制度化が不可欠です。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得たとしても、再審決定に対する検察官の不服申立てによってさらに審議が長期化し、ときには再審開始決定が取り消され、振出しに戻るという事態も繰り返されてきました。検察官が確定判決の結果が妥当だと主張するのであれば、再審公判において、その旨を主張する機会が保障されているので、不都合はないはずです。審理を長期化させないためには、再審開始決定に対する不服申立て権は、法改正が早急に必要です。

現在ニュースでも報道されている袴田事件、1966年30歳のときに強盗殺人事件で逮捕されました。無実を訴え続けてきた袴田さん本人、お姉さん、支援者たちの粘り強い活動で死刑判決が出てから43年かかって、やっと昨年3月に開かずの扉が開いて、再審開始決定が確定しました。事件からは57年です。人生の大半を、いつ死刑執行されるか分からない中で過ごすことは、想像に絶することです。深刻な人権侵害でもあると思います。

再審事件の動向は、全国的に報道され、国民の再審や冤罪被害に対する問題意識、再審支援活動に対する社会の関心は年々高まりをみせて、2019年には冤罪犠牲者の会や再審法改正を目指す市民の会といった市民団体が結成され、全国の地方議会でも2023年4月現在、127もの議会において再審法改正を求める意見書や要望書が決議、提出されてきました。

ぜひ洞爺湖町議会でも、この意見書案の採択について議員の皆さんのご賛同を心からお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第10号刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第10号刑事訴訟法の再審規定の速やかな改正を求める意見書（案）については、否決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第17、決議案第1号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議（案）についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 決議案第1号。

令和5年12月11日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。賛成議員、今野幸子。

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議（案）。

10月7日からはじまったイスラエル・ガザ紛争では、約1か月で死者数が1万人を超える深刻な事態に陥っています。グテーレス国連事務総長が「ガザは子どもたちの墓場になりつつある」と即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子どもたちの犠牲が増え続けています。

国連総会は、10月27日、ガザ地区の情勢に関して緊急特別会合を開き、敵対行為の禁止につながる即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議を採択しました。

洞爺湖町では、非核三原則を守り恒久平和の実現を願って「非核平和の町宣言」を行っており、深刻な人道的危機に直面しているガザ地区において、これ以上の犠牲者を生まないための人道支援が急務であり、支援を阻む障害である戦闘行為をただちに中止し、人道的休戦を行うように、すべての当事者に求めるものです。

よって、洞爺湖町議会は、パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を厳

しく非難するとともに、国際法を遵守し、即時に人道的休戦を行うよう強く求めます。

以上、決議する。

令和5年12月11日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 私はね、戦争と核は絶対反対の立場の一人です。

そこで、提案者に伺いたいのですが、提案者の文章を見ると「即時に人道的に休戦を求める決議」となっていますね。今世界的に、今回も国連でうたったのは「即時停戦を求める」決議が採択されました。この文章を見ると休戦となっていますね。休戦というのは、交戦国同士でやめましょうということが休戦なのです。世界的に停戦ということで随分いろいろな国の方々も働きかけして停戦をお願いしたいということでやっているのですが、なかなかあの地区というのは宗教的に大きな問題があるだけに、そのようにならない。

そこで、先ほど言ったように、停戦ではなくて、なぜ休戦なのか。自分が思うのは、休戦も停戦もないのです自分であったら。終戦を願うのです自分は。それで、くどうようですが、なぜ休戦決議なのか。

それと同時に、この文章を作ったときに、10月7日から始まって1か月間で死者数が1万人を超えるということになっていますが、この頃はもう、自分は鮮明に覚えているのですが、1万4,000人ぐらいの死者が出ている状況です。それが文章では1万人を超える云々ということになっている。

それから、先ほど休戦のことを申し上げましたが、停戦というのは、いわゆる戦いを一時やめましょうということが停戦なのです。そうすると、提案者が言っていることは自分よく分かるのです。戦争のことだから。よく理解できるのだけれども、申し訳ないのですが、文章的に問題があると思って賛成はできないのでありますが、これは質問ですから、なぜ休戦なのか、なぜ停戦でないのか、なぜ終戦でないのか、そこを聞かせ願いたいのと、今日現在の死者数はどのぐらいになっていますか。自分は把握しておりますが。お願いします。

○議長（大西 智君） 2点お願いいたします。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） いろいろ議員もかなり詳しく調べていただいて、教えていただいてありがとうございます。

なぜ休戦なのかという、まず最初の質問ですが、10月7日時点ではまだ世界的な動きも今ほど高まっておらず、2か国の休戦という言葉を使わせてもらいました。

また、1万人の犠牲者という部分で、文章のことも、もっと多かったかもしれません。そういうので、1か月ほど前に11月中に出した内容なので、そこら辺は、今の現状と変わってきているかなと思います。

それから、今の犠牲者数の段階ですけれども、私の情報では、パレスチナ側の死者は1万

6,000人を超えましたとなっています。イスラエル側の死者の10倍以上だと。ガザの死者のうち、子どもは7,000人以上ということで押さえています。ほかの新しい情報もあるのかも知れませんが、今私が押さえている人数はその人数になります。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 人数のことからいきましょう。

昨日現在では、ガザ地区で1万8,412名、これはパレスチナのほうの犠牲者。イスラエルのほうは約1,400名。それを足すと2万人を超えますね。そういうような状況になっているわけですがけれども、それだけ人数が多ければ多いなりに、もっと効力のあるような決議を出さないと、僕はならないのではないかなという気がするのですよ。この頃はこうであったからということではなくて、やっぱり将来的には、あなた方の支持する共産党の議員の方々も国会では停戦を呼びかけている。この文書が出てからも、出る前も。それがなぜ小林議員は休戦ということになったのかなということで、自分はそれがいささか疑問に思うと同時に、例えばこういう決議を出すならば、各会派にも呼びかけて、どうなのでしょうとか何とかと、今回一切ありませんでしたよね。それはどういうことなのか、最後にお聞かせください。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 人数についてはいろいろあると思いますが、今朝の新聞の報道では、ガザ側の死者は1万8,205人と出ていました。12日には国連総会があったわけですがけれども。

それと、議員は、きっと私のほうでそれぞれの議員にお願いすることもなく、その部分でどうなのだというので、それだけ強い思いでこの決議案を議員の人たちをお願いしようという、そういう姿勢が見られなかったということですが、確かにそのとおりですので、どんな事情があるにせよそのとおりですので、それに対しては、私は理由を述べるつもりはありません。

あとは、本当に議員が終戦とかそういうのを望んでいるということ、気持ちはわかりましたので、そういう部分で、この決議案には反対だということを最初に表明されていたから、ぜひ終戦、停戦、そういう意味での決議案を、私の力は及ばないのですが、ぜひ出していただけたらありがたいです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑はないようなので、お戻りください。

これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、今野議員。

○5 番（今野幸子君） 決議案第 1 号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議(案)に賛成の立場で討論します。

ガザを本拠地とするハマスが行った民間人に対する無差別攻撃と拉致は国際法違反で、決して許されるものではありません。同時に、それに対し、ハマスをせん滅すると連日空爆をし、子どもを含む犠牲者を出し、学校や病院まで攻撃しているイスラエルの行為も同じく国際法に違反し、許されるものではありません。

先日、パレスチナヨルダンで17歳まで住んでいたという、今、日本に留学中の28歳の方が話していたことです。「日本に来るまで、人は大人になる前に殺されるのが当たり前だと思っていた。日本に来て初めて、それは当たり前でないということを知りました。ガザの子どもたちは、大人になる前に死ぬことが当たり前でないのだということを知らずにいる」、こういった言葉を話していました。

ガザは高い壁やフェンスで包囲され、燃料や物資が制限され、ライフラインもいつ切られるか分からない、そういった状況下で長年おかれていました。

国連安全保障理事会は、軍事侵攻しているガザでの即時人道的停戦とハマスが拘束する全ての人質の無条件即時解放を要求、全ての当事者に国際法の遵守、パレスチナ、イスラエル双方の民間人の保護を求める決議案を発表しました。15の理事国、その中の日本を含む13か国が賛成しましたが、残念ながら否決されてしまいました。

洞爺湖町は、非核平和の宣言、そしてその中に「戦争ほど悲惨なものはなく、また平和ほど尊いものはない。永遠の平和を実現することは世界共通の願いである」と書かれています。

平和を願う洞爺湖町議会として、決議をしていただくこと、これを心からお願い申し上げまして、決議案第 1 号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議(案)に賛成いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、決議案第 1 号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議(案)についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、決議案第 1 号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める決議(案)については、否決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から明年３月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 ３時 ３ ８ 分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

